

災害時における向日市と向日市内郵便局間の相互協力に関する覚書

向日市（以下「甲」という。）及び向日市内郵便局（以下「乙」という。）は、災害によって向日市内に甚大な被害が生じた場合において、甲及び乙が相互に協力し、応急対策等に必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、向日市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い
- (2) 甲又は乙が管理する施設及び用地の提供
- (3) 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (4) 避難場所に臨時郵便差出箱の設置
- (5) その他前各号に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした側が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した側が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき、疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、被災者の安否等災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第6条 乙は災害発生に備え、甲が実施する防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡担当部局及び連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては向日市市民生活部環境政策課長、乙においては向日町郵便局総務課長とする。

（協 議）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面7通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 10 年 9 月 1 日

(甲) 向日市長 ㊟
(乙) 向日町郵便局長 ㊟
向日町駅前郵便局長 ㊟
向日町寺戸郵便局長 ㊟
向日森本郵便局長 ㊟
向日物集女郵便局長 ㊟
向日上植野郵便局長 ㊟